

薬生食監発 0425 第 1 号

令和 4 年 4 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

麻痺性貝毒に係る監視指導の強化について

麻痺性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、御対応いただいているところです。

本年も各地で麻痺性貝毒による二枚貝等の出荷の自主規制が報告されていることから、別添のとおり農林水産省から各都道府県水産部局宛てに貝毒に係る監視の強化及び漁業関係者への指導の徹底が要請されました。

つきましては、麻痺性貝毒による食中毒発生防止の観点から、引き続き水産部局と連携して、出荷規制の徹底を図るとともに、麻痺性貝毒による貝類の毒化が確認されていない海域についても、貝類の検査を実施し、規制値を超える麻痺性貝毒が検出される貝類が出荷されることのないよう必要な対策を講じていただくとともに、検査において規制値を超える貝類の毒化が認められた場合は、当該海域、貝の種類等の周知徹底及び漁業者以外の者による採捕、摂食等による事故の発生の防止を図るよう御対応をお願いします。